

「設計業務等共通仕様書」の改定について

1 改定の基本的考え方

- ・原則として、九地整の設計業務等共通仕様書(R6.4)に準拠する。
- ・県独自の規則、通知に基づくものはその規定に準じる。

2 主な改定点

	工種等	変更箇所
第1編	共通編	・現場説明書の文言削除。 ・受注者の責務の追記（第1103条 3）。 ・担当技術者の配置人数（3名→8名）。 ・打合せ（対面）の考え方（対面を削除）。 ・鹿児島県電子納品ガイドライン（案）の（案）削除。 ・法定外の労災保険の追記 ・情報共有システムを用いた場合の電子成果品提出部数を追記。 ・遠隔臨場の試行において、新型コロナウイルスに関する記述の削除 ・「環境改善の実施」を追加 ・（参考）の関係図書は、最新版に修正
第2編	河川編	・情報共有システムを用いた場合の電子成果品提出部数を追記。
第3編	海岸編	・情報共有システムを用いた場合の電子成果品提出部数を追記。
第4編	砂防及び地すべり対策編	・表記の修正（土砂・洪水氾濫調査→土砂・洪水氾濫対策調査） ・情報共有システムを用いた場合の電子成果品提出部数を追記。
第5編	ダム編	・情報共有システムを用いた場合の電子成果品提出部数を追記。
第6編	道路編	・情報共有システムを用いた場合の電子成果品提出部数を追記。